

## 2

## その他

### ●保 険

何らかの理由で脱柵等が発生し、放牧牛が周辺の住民等に危害を加え損害賠償を求められた場合の備えとして、損害賠償保険等に参加すると安心です。

未利用地放牧では下記のような事例がありますが、詳細については各地区の農協担当者や最寄りの保険会社等と相談してください。

<例>

①対象損害保険会社

(株) 損害保険ジャパン

②保険の種類

施設賠償保険

③補償対象

放牧牛が放牧柵を越え、近隣施設や人に危害を加え、法律上の損害賠償請求を負った場合に保険金の支給がなされる。

④補償内容

対人：1億円　　1事故につき3億円

対物：1事故につき1億円

⑤保険料の目安

1aあたり720円